

「包括許可取扱要領」等の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿局第1号・輸出注意事項17第7号）

改正後	現行
<p>I 一般包括許可 1～10 [略] 1.1 一般包括許可の取消及び失効 (1)・(2) [略] (3) 一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた場合の一時失効 一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた者が一般包括許可を適用できる貨物又は技術を「い地域①」に特別一般包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、一般包括許可は失効していたものとみなす。</p> <p>II 特別一般包括許可 1～10 [略] 1.1 特別一般包括許可の取消及び失効 (1)・(2) [略] (3) 一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた場合の一時失効 一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた者が一般包括許可を適用できる貨物又は技術を「い地域①」に一般包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別一般包括許可は失効していたものとみなす。</p> <p>III 特定包括許可 1～9 [略] 1.0 特定包括許可の取消及び失効 (1) [略] (2) 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた場合の一時失効 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた者が特定包括許可を適用できる貨物又は技術を「い地域①」に特別返品等包括許可によって輸出又は提供をしたときは、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特定包括許可は失効していたものとみなす。</p> <p>IV 特別返品等包括許可 1～10 [略] 1.1 特別返品等包括許可の取消及び失効 (1) [略] (2) 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた場合の一時失効 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた者が特定包括許可を適用</p>	<p>I 一般包括許可 1～10 [略] 1.1 一般包括許可の取消及び失効 (1)・(2) [略] (3) 一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた場合の一時失効 一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた者が一般包括許可を適用できる貨物又は技術を「い地域①」及び「り地域」に特別一般包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、一般包括許可は失効していたものとみなす。</p> <p>II 特別一般包括許可 1～10 [略] 1.1 特別一般包括許可の取消及び失効 (1)・(2) [略] (3) 一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた場合の一時失効 一般包括許可及び特別一般包括許可を受けた者が一般包括許可を適用できる貨物又は技術を「い地域①」及び「り地域」に一般包括許可によって輸出又は提供したときには、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別一般包括許可は失効していたものとみなす。</p> <p>III 特定包括許可 1～9 [略] 1.0 特定包括許可の取消及び失効 (1) [略] (2) 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた場合の一時失効 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた者が特定包括許可を適用できる貨物又は技術を「い地域①」及び「り地域」に特別返品等包括許可によって輸出又は提供をしたときは、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特定包括許可は失効していたものとみなす。</p> <p>IV 特別返品等包括許可 1～10 [略] 1.1 特別返品等包括許可の取消及び失効 (1) [略] (2) 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた場合の一時失効 特定包括許可及び特別返品等包括許可を受けた者が特定包括許可を適用</p>

できる貨物又は技術を「い地域①」に特定包括許可によって輸出又は提供をしたときは、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別返品等包括許可は失効していたものとみなす。

V～VIII [略]

(別表1)～(別表8) [略]

[別表A]

特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス

[1の項]

仕向地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1項番				
輸出令別表第1の1の項(1)に掲げる貨物であって、以下のいずれかに該当するもの (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの (ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 (ハ) (イ) に掲げるものに用いる銃砲弾 (ニ) (イ) 及び(ロ) に掲げるものの付属品(暗視機能を有する装置を除く。) (ホ) (イ) から(ニ) までに掲げるものの部分品	特定	—	—	特定
輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物であって、産業用の発破器	特定	—	—	特定
輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品	特定	—	—	特定
輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げるものであって、上記を除くもの	—	—	—	二

できる貨物又は技術を「い地域①」及び「り地域」に特定包括許可によって輸出又は提供をしたときは、当該貨物の輸出又は技術の提供に限り、特別返品等包括許可は失効していたものとみなす。

V～VIII [略]

(別表1)～(別表8) [略]

[別表A]

特別一般包括輸出許可／一般包括輸出許可／特定包括輸出許可／特定子会社包括輸出許可マトリックス

[1の項]

仕向地	「い地域①」及び「り地域」	と地域②	ち地域	[新設]
輸出令別表第1項番				
輸出令別表第1の1の項(1)に掲げる貨物であって、以下のいずれかに該当するもの (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの (ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 (ハ) (イ) に掲げるものに用いる銃砲弾 (ニ) (イ) 及び(ロ) に掲げるものの付属品(暗視機能を有する装置を除く。) (ホ) (イ) から(ニ) までに掲げるものの部分品	特定	—	—	[新設]
輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物であって、産業用の発破器	特定	—	—	
輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品	特定	—	—	
輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げるものであって、上記を除くもの	—	—	—	

[2の項]					
仕向地	<u>い</u> 地域①	い地域②	ろ地域 (ち地域を除く)	ち地域	<u>り</u> 地域
輸出令別表第1項番					
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号、第2号、第4号又は第5号(第4号口に該当するものを除く)に該当するもの	—	—	—	—	<u>二</u>
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるものに限る。)のうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	<u>特別一般</u>
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	—	—	—	—	<u>二</u>
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号口に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	<u>特別一般</u>
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	—	—	—	—	<u>二</u>
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	<u>特別一般</u>

[2の項]					
仕向地	<u>「い</u> 地域① <u>」及び「り</u> 地域	い地域②	ろ地域 (ち地域を除く)	ち地域	<u>「新</u> 設
輸出令別表第1項番					
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号、第2号、第4号又は第5号(第4号口に該当するものを除く)に該当するもの	—	—	—	—	<u>「新</u> 設
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるものに限る。)のうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が1キログラム未満のもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号口に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	

輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの	—	—	—	—	二	輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの	—	—	—	—	二	輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>	輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第9号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>	輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第9号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの	—	—	—	—	二	輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>	輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの	—	—	—	—	二	輸出令別表第1の2の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第11号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>	輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第11号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号又は第17号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>	輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号又は第17号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第18号又は第19号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>	輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第18号又は第19号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6	特別 一般	特定	特定	—	特別 <u>一般</u>	輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6	特別 一般	特定	特定	—	

号に該当するもの	一般				
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第21号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当するもの	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の2の項(18)～(38)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第23号～第43号までのいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホ、第4号又は第8号イに該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の2の項(40)～(52)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第45号～第62号までのいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>

[3の項]

号に該当するもの	一般				
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第21号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(18)～(38)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第23号～第43号までのいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホ、第4号又は第8号イに該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(40)～(52)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第45号～第62号までのいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	

[3の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域	り地域	仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域	り地域
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号へに該当するものであって、輸出申告の際の数量がそれぞれの物質につき20キログラム超のもの	特別一般一般	特定	特定	特定	—	—	輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号へに該当するものであって、輸出申告の際の数量がそれぞれの物質につき20キログラム超のもの	特別一般一般	特定	特定	特定	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するものうち、上記を除くものであって、輸出申告の際の数量がそれぞれの物質につき20キログラム超のもの	特別一般一般	特定	特定	特定	—	特別一般	輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するものうち、上記を除くものであって、輸出申告の際の数量がそれぞれの物質につき20キログラム超のもの	特別一般一般	特定	特定	特定	—	特別一般一般
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号へに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	特別一般	—	—	輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号へに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	特別一般	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するものうち、上記を除くものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	特別一般	—	特別一般	輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するものうち、上記を除くものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	特別一般	—	特別一般一般
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第3号イから	—	—	—	—	—	—	輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第3号イから	—	—	—	—	—	—

ホまでのいずれかに該当するもの							ホまでのいずれかに該当するもの						
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号イ若しくはロ又は第3号へからタまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム超のもの	特別一般一般	特定	特定	—	—	特別一般	輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号イ若しくはロ又は第3号へからタまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム超のもの	特別一般一般	特定	特定	—	—	特別一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号イ若しくはロ又は第3号へからタまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	—	—	特別一般	輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号イ若しくはロ又は第3号へからタまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	—	—	特別一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ハに該当するものであって、輸出申告の際の数量が1キログラム超のもの	特別一般一般	特定	特定	—	—	特別一般	輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ハに該当するものであって、輸出申告の際の数量が1キログラム超のもの	特別一般一般	特定	特定	—	—	特別一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ハに該当するものであって、輸出申告の際の数量が1キログラム以下のもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	—	—	特別一般	輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ハに該当するものであって、輸出申告の際の数量が1キログラム以下のもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	—	—	特別一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ニからトまでのいずれか若しくは第3号レからヤまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につ	特別一般一般	特定	特定	—	—	特別一般	輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ニからトまでのいずれか若しくは第3号レからヤまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につ	特別一般一般	特定	特定	—	—	特別一般 <u>一般</u>

き20キログラム超のもの						
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ニからトまでのいずれか若しくは第3号レからヤまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	—	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物であって、1～6、8、10、11に掲げるもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第3項に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般

[3の2の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域	り地域
	—	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第1項に	—	—	—	—	—	二

き20キログラム超のもの						
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第2号ニからトまでのいずれか若しくは第3号レからヤまでのいずれかに該当するものであって、輸出申告の際の数量が、それぞれの物質につき20キログラム以下のもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	—	—	特別一般一般
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	特定	—	特別一般一般
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般一般
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物であって、1～6、8、10、11に掲げるもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般一般
輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第3項に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般一般

[3の2項]

仕向地 輸出令別表第1項番	「い地域①」及び「り地域」	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域	[新設]
	—	—	—	—	—	[新設]
輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第1項に該当	—	—	—	—	—	[新設]

該当するもの						
輸出令別表第1の3の2の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第2項に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般

[4の項]

仕向地	い地域①	ほ地域	へ地域 (ち地域を除く)	ち地域	り地域
輸出令別表第1項番					
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第1号の3又は第2号に該当するもの	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の4の項(3)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第11号に該当するもの	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第11号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(5)～(12)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第6号～第13号までのいずれかに該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般

するもの					
輸出令別表第1の3の2項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第2項に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—

[4の項]

仕向地	「い地域①」及び「り地域」	ほ地域	へ地域 (ち地域を除く)	ち地域	[新設]
輸出令別表第1項番					
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第1号の3又は第2号に該当するもの	—	—	—	—	[新設]
輸出令別表第1の4の項(3)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第11号に該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第11号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(5)～(12)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第6号～第13号までのいずれかに該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	

輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第19号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	特別一般	輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第19号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般	輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第15号に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般	輸出令別表第1の4の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第15号に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当するもの	—	—	—	—	二	輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号、第12号ハ若しくはニ又は第15号ハ若しくはニに該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	特別一般	輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号、第12号ハ若しくはニ又は第15号ハ若しくはニに該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号又は第22号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	特別一般	輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号又は第22号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般	輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般	輸出令別表第1の4の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第17号の3ロ又はハに該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	特別一般	輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第17号の3ロ又はハに該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般	輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第18	特別一般	特別一般	特定	—	特別一般	輸出令別表第1の4の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第18	特別一般	特別一般	特定	—

号、第 18 号の 2 又は第 18 号の 3 に該当するもの	一般						号、第 18 号の 2 又は第 18 号の 3 に該当するもの	一般					
輸出令別表第 1 の 4 の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 8 号に該当するもの	—	—	—	—	—	二	輸出令別表第 1 の 4 の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 8 号に該当するもの	—	—	—	—	—	—
輸出令別表第 1 の 4 の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 9 条第 13 号ニ、チ又はルに該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	—	特別 一般	輸出令別表第 1 の 4 の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 9 条第 13 号ニ、チ又はルに該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	—	—
輸出令別表第 1 の 4 の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	—	特別 一般	輸出令別表第 1 の 4 の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	—	—
輸出令別表第 1 の 4 の項 (18 の 2) に掲げる貨物であって、貨物等省令第 3 条第 1 9 号の 2 に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	—	特別 一般	輸出令別表第 1 の 4 の項 (18 の 2) に掲げる貨物であって、貨物等省令第 3 条第 1 9 号の 2 に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	—	—
輸出令別表第 1 の 4 の項(19) 又は(20) に掲げる貨物であって、貨物等省令第 3 条第 20 号、第 20 号の 2 又は第 21 号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	—	特別 一般	輸出令別表第 1 の 4 の項(19) 又は(20) に掲げる貨物であって、貨物等省令第 3 条第 20 号、第 20 号の 2 又は第 21 号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	—	—
輸出令別表第 1 の 4 の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 8 号に該当するもの	—	—	—	—	—	二	輸出令別表第 1 の 4 の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 8 号に該当するもの	—	—	—	—	—	—
輸出令別表第 1 の 4 の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 9 条第 13 号ニ、チ又はルに該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	—	特別 一般	輸出令別表第 1 の 4 の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 9 条第 13 号ニ、チ又はルに該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	—	—
輸出令別表第 1 の 4 の項(21)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	—	特別 一般	輸出令別表第 1 の 4 の項(21)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	—	—
輸出令別表第 1 の 4 の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 7 条第 1 号ロに該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	—	特別 一般	輸出令別表第 1 の 4 の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 7 条第 1 号ロに該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	—	—
輸出令別表第 1 の 4 の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 7 条第 3 号ロに該当するもの	特別 一般 一般	—	—	—	—	特別 一般	輸出令別表第 1 の 4 の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 7 条第 3 号ロに該当するもの	特別 一般 一般	—	—	—	—	—

輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第21号又は第42号に該当するもの	特別 一般 一般	特別	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の4の項(24の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第25号の2に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第2号に該当するもの	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号又は第27号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>

[5の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の5の項(1)、(3)～(8)まで又は(10)～(13)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第1号～第12号のいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の5の項(14)に掲げる貨物であ	特別	特定	—	特別

輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第21号又は第42号に該当するもの	特別 一般 一般	特別	特定	—
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(24の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第25号の2に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第2号に該当するもの	—	—	—	—
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第24号又は第27号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—

[5の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の5の項(1)、(3)～(8)まで又は(10)～(13)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第1号～第12号のいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の5の項(14)に掲げる貨物であ	特別	特定	—	特別

って、貨物等省令第4条第12号ハ又はニに該当するもの	一般 一般			一般
輸出令別表第1の5の項(14)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の5の項(15)又は(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第12号又は第13号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第14号ロに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	—
輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の5の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
輸出令別表第1の5の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の5の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第16号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般

[6の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	<u>い地域①</u>	と地域②	ち地域	<u>り地域</u>
	特別 一般	特別 一般	—	<u>特別 一般</u>

って、貨物等省令第4条第12号ハ又はニに該当するもの	一般 一般			一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の5の項(14)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の5の項(15)又は(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第12号又は第13号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第14号ロに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	—
輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の5の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の5の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の5の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第16号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>

[6の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	と地域②	ち地域	<u>「新設」</u>
	特別 一般	特別 一般	—	<u>「新設」</u>

1号までのいずれかに該当するもの				
[7の項]				
仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の7の項(1)又は(3)～(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号又は第3号～第15号までのいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもの (マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号ロに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の7の項(15の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号の2に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号イ、ロ、ホ、ヘ又はヌのいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の7の項(17)、(17の2)、(20)又は(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ、第17号の2、第20号又は第21号のいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般

1号までのいずれかに該当するもの				
[7の項]				
仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
輸出令別表第1の7の項(1)又は(3)～(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第1号又は第3号～第15号までのいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもの (マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号ロに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の7の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の7の項(15の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号の2に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号イ、ロ、ホ、ヘ又はヌのいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の7の項(17)、(17の2)、(20)又は(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ、第17号の2、第20号又は第21号のいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>

輸出令別表第1の7の項(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第18号に該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）又は第22号～第24号までのいずれかに該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
輸出令別表第1の7の項(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第19号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	—

[8の項]

仕向地	<u>い</u> 地域①	と地域②	ち地域	<u>り</u> 地域
輸出令別表第1項番				
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号口に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第3号口又はハに該当するもの	特別 一般 一般	—	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>

[9の項]

仕向地	<u>い</u> 地域①	と地域②	ち地域	<u>り</u> 地域
輸出令別表第1項番				

輸出令別表第1の7の項(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第18号に該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）又は第22号～第24号までのいずれかに該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の7の項(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第19号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	—

[8の項]

仕向地	<u>「い</u> 地域① <u>」及び「り</u> 地域	と地域②	ち地域	<u>「新</u> 設
輸出令別表第1項番				
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号口に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>「新</u> 設
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第3号口又はハに該当するもの	特別 一般 一般	—	—	
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	

[9の項]

仕向地	<u>「い</u> 地域① <u>」及び</u>	と地域②	ち地域	<u>「新</u> 設
輸出令別表第1項番				

輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第2号イ(二)に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)、(5の4)又は(5の5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3、第5号の4又は第5号の5のいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第6号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>

[10の項]

仕向地	<u>い</u> <u>地</u> <u>域</u> <u>①</u>	と地 域②	ち地 域	<u>り</u> <u>地</u> <u>域</u>
輸出令別表第1項番				
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第1号イ(二)若しくは(六)又はロ(三)に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>

	<u>「り</u> <u>地</u> <u>域</u>			
輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第2号イ(二)に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	[<u>新</u> <u>設</u>]
輸出令別表第1の9の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の9の項(2)、(3)、(5)、(5の2)、(5の3)、(5の4)又は(5の5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第1号、第4号、第5号、第5号の2、第5号の3、第5号の4又は第5号の5のいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第8条第6号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
輸出令別表第1の9の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	

[10の項]

仕向地	<u>「い</u> <u>地</u> <u>域</u> <u>①</u> <u>及び</u> <u>「り</u> <u>地</u> <u>域</u> <th>と地 域②</th> <th>ち地 域</th> <th>[<u>新</u> <u>設</u>]</th>	と地 域②	ち地 域	[<u>新</u> <u>設</u>]
輸出令別表第1項番				
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第1号イ(二)若しくは(六)又はロ(三)に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	[<u>新</u> <u>設</u>]
輸出令別表第1の10の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	

輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホ、第4号又は第5号イに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の10の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第7号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第8号イ(一)1、(二)1又は(三)に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の10の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号イに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ハに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9号の3に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の10の項(7の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号の2に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の10の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の10の項(8の2)に掲げる貨物	特別	特別	—	特別

輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホ、第4号又は第5号イに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
輸出令別表第1の10の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の10の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第7号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第8号イ(一)1、(二)1又は(三)に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
輸出令別表第1の10の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の10の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号イに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ハに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
輸出令別表第1の10の項(6)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号ニに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
輸出令別表第1の10の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9号の3に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の10の項(7の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第9号の2に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の10の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の10の項(8の2)に掲げる貨物	特別	特別	—	

であって、貨物等省令第9条第10号の2に該当するもの	一般 一般	一般		一般
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号イ、ロ、ヲ又はワに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の10の項(9の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号の2イに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
輸出令別表第1の10の項(9の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号の2ロに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の10の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第12号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の10の項(12)又は(13)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第14号又は第15号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第16号イ又はロに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般

[11の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地 域①	と地 域②	ち地 域	り地 域

であって、貨物等省令第9条第10号の2に該当するもの	一般 一般	一般		
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号イ、ロ、ヲ又はワに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
輸出令別表第1の10の項(9)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の10の項(9の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号の2イに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
輸出令別表第1の10の項(9の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第11号の2ロに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の10の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第12号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号ニ、チ又はルに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
輸出令別表第1の10の項(11)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の10の項(12)又は(13)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第14号又は第15号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第16号イ又はロに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	

[11の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	「い 地域 ①」 及び	と地 域②	ち地 域	[新 設]

輸出令別表第1の11の項(1)～(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号～第9号までのいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>

[12の項]

仕向地	<u>い</u> <u>地</u> <u>域</u> <u>①</u>	と地 域②	ち地 域	<u>り</u> <u>地</u> <u>域</u>
輸出令別表第1項番				
輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第1号ロに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第4号ロ又は第10号へ若しくはトに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の12の項(3)又は(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第2号又は第5号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の12の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の12の項(6)に掲げる貨物であ	特別	特定	—	特別

	<u>「り</u> <u>地</u> <u>域</u>			
輸出令別表第1の11の項(1)～(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号～第9号までのいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	[<u>新</u> <u>設</u>]

[12の項]

仕向地	<u>「い</u> <u>地</u> <u>域</u> <u>①</u> <u>及び</u> <u>「り</u> <u>地</u> <u>域</u> <th>と地 域②</th> <th>ち地 域</th> <th>[<u>新</u> <u>設</u>]</th>	と地 域②	ち地 域	[<u>新</u> <u>設</u>]
輸出令別表第1項番				
輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第1号ロに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	[<u>新</u> <u>設</u>]
輸出令別表第1の12の項(1)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第4号ロ又は第10号へ若しくはトに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
輸出令別表第1の12の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の12の項(3)又は(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第2号又は第5号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
輸出令別表第1の12の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
輸出令別表第1の12の項(6)に掲げる貨物であ	特別	特定	—	

って、貨物等省令第11条第8号に該当するもの	一般 一般			<u>一般</u>
輸出令別表第1の12の項(7)～(10)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第11号～第14号までのいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>

[13の項]

仕向地	<u>い地域①</u>	と地域②	ち地域	<u>り地域</u>
輸出令別表第1項番				
輸出令別表第1の13の項(1)から(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第1号から第20号までのいずれか(第11号を除く。)に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第1の13の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第11号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>

[14の項]

仕向地	<u>い地域①</u>	と地域②	ち地域	<u>り地域</u>
輸出令別表第1項番				
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第13条に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>

[15の項]

仕向地	<u>い</u>	と地	ち地	<u>り地</u>
-----	----------	----	----	-----------

って、貨物等省令第11条第8号に該当するもの	一般 一般			
輸出令別表第1の12の項(7)～(10)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第11号～第14号までのいずれかに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	

[13の項]

仕向地	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	と地域②	ち地域	<u>「新設」</u>
輸出令別表第1項番				
輸出令別表第1の13の項(1)から(5)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第1号から第20号までのいずれか(第11号を除く。)に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>「新設」</u>
輸出令別表第1の13の項(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第11号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	

[14の項]

仕向地	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	と地域②	ち地域	<u>「新設」</u>
輸出令別表第1項番				
輸出令別表第1の14の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第13条に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>「新設」</u>

[15の項]

仕向地	<u>「い</u>	と地	ち地	<u>「新</u>
-----	-----------	----	----	-----------

輸出令別表第1項番	域①	域②	域	域
輸出令別表第1の15の項(1)～(10)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号～第11号までのいずれかに該当するもの	—	—	—	二

〔別表B〕

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

〔1の項〕

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
外為令別表の1の項に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の使用に係るもの					
輸出令別表第1の1の項(1)に掲げる貨物であって、以下のいずれかに該当するもの (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの (ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 (ハ) (イ) に掲げるものに用いる銃砲弾 (ニ) (イ) 及び(ロ) に掲げるものの付属品(暗視機能を有する装置を除く。) (ホ) (イ) から(ニ) までに掲げるものの部分品	特定	—	—	特定	

輸出令別表第1項番	地域① 及び「り地域」	域②	域	設
輸出令別表第1の15の項(1)～(10)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号～第11号までのいずれかに該当するもの	—	—	—	[新設]

〔別表B〕

特別一般包括役務取引許可／一般包括役務取引許可／特定包括役務取引許可／特定子会社包括役務取引許可マトリックス

〔1の項〕

外為令別表項番	提供地	「い地域①」及び「り地域」	と地域②	ち地域	[新設]
外為令別表の1の項に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の使用に係るもの					
輸出令別表第1の1の項(1)に掲げる貨物であって、以下のいずれかに該当するもの (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの (ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃 (ハ) (イ) に掲げるものに用いる銃砲弾 (ニ) (イ) 及び(ロ) に掲げるものの付属品(暗視機能を有する装置を除く。) (ホ) (イ) から(ニ) までに掲げるものの部分品	特定	—	—		

輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物 であって、産業用の発破器	特定	—	—	特定
輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物 のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれ らの火工品	特定	—	—	特定
輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げるも のであって、上記を除くもの	—	—	—	二

輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物 であって、産業用の発破器	特定	—	—	
輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物 のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれ らの火工品	特定	—	—	
輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げるも のであって、上記を除くもの	—	—	—	

[2の項]

外為令別表項番	提供地	い地 域①	い地 域②	ろ地 域 (ち 地域 を除 く)	ち地 域	り地 域
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術 であって、次に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係るもの						
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、 (4)又は(5)に掲げる貨物であって、 貨物等省令第1条第1号、第2号、 第4号又は第5号(第4号口に該当 するものを除く)に該当するもの	—	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げ る貨物であって、貨物等省令第1条 第4号口に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 一般	
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げ る貨物のうち、核燃料物質の成型加 工用の装置であって、貨物等省令第 1条第6号に該当するもの	—	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げ る貨物のうち、リチウムの同位元素 の分離用の装置であって、貨物等省	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 一般	

[2の項]

外為令別表項番	提供地	「い 地域 ①」 及び 「り 地 域」	い地 域②	ろ地 域 (ち 地域 を除 く)	ち地 域	[新 設]
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術 であって、次に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係るもの						[新 設]
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、 (4)又は(5)に掲げる貨物であって、 貨物等省令第1条第1号、第2号、 第4号又は第5号(第4号口に該当 するものを除く)に該当するもの	—	—	—	—	—	
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げ る貨物であって、貨物等省令第1条 第4号口に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	—	
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げ る貨物のうち、核燃料物質の成型加 工用の装置であって、貨物等省令第 1条第6号に該当するもの	—	—	—	—	—	
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げ る貨物のうち、リチウムの同位元素 の分離用の装置であって、貨物等省	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	—	

令第1条第6号に該当するもの					
輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>二</u> 一般
輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>二</u> 一般
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>二</u> 一般
輸出令別表第1の2の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>二</u> 一般
輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第5条第2号ロ(二)若しくは(三)若しくは二、第3号、第5号又は第18条第1項第1号イ若しくはロに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第18条第1項	特別 一般 一般	特定	特定	—	特別 <u>二</u> 一般

令第1条第6号に該当するもの					
輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第5条第2号ロ(二)若しくは(三)若しくは二、第3号、第5号又は第18条第1項第1号イ若しくはロに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第18条第1項	特別 一般 一般	特定	特定	—	

第1号又は第3号に該当するもの					
輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号(貨物等省令第24条第1項第1号に該当する技術に限る。)に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、貨物等省令第27条第1項第1号又は第6項第2号に該当するもの	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第17条第1項第2号、第2項第2号又は第7項に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>

第1号又は第3号に該当するもの					
輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号(貨物等省令第24条第1項第1号に該当する技術に限る。)に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、貨物等省令第27条第1項第1号又は第6項第2号に該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第17条第1項第2号、第2項第2号又は第7項に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	

輸出令別表第1の2の項(18)～(30)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別 一般</u>
輸出令別表第1の2の項(31)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号イ、ハ又はニに該当するもの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第6号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特別 一般</u>
輸出令別表第1の2の項(31)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別 一般</u>
輸出令別表第1の2の項(32)～(38)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別 一般</u>
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホのいずれか、第4号又は第8号イに該当するもの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号若しくは第2号又は第2項第2号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特別 一般</u>
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別 一般</u>
輸出令別表第1の2の項(40)～(52)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別 一般</u>
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第1号に該当するもの（輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するも	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別 一般</u>

輸出令別表第1の2の項(18)～(30)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(31)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号イ、ハ又はニに該当するもの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第6号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(31)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(32)～(38)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホのいずれか、第4号又は第8号イに該当するもの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号若しくは第2号又は第2項第2号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の2の項(40)～(52)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第1号に該当するもの（輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するも	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	

の(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるものに限る。)の使用に係る技術に限る。)						
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもののうち、上記を除くもの						
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの	—	—	—	—	—	二
外為令別表の2の項(2)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	—	特別 <u>一般</u>

[3の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域	り地域
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの						
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号へに該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	特定	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するもののうち、上記を	特別 一般 一般	特定	特定	特定	—	特別 一般

の(試薬、標準物質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物(治験薬を含む。)又は医薬品として使用されるものに限る。)の使用に係る技術に限る。)						
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもののうち、上記を除くもの						
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの	—	—	—	—	—	—
外為令別表の2の項(2)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	—	—

[3の項]

提供地 外為令別表項番	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域	り地域
外為令別表の3の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの						
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号へに該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	特定	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)の貨物として貨物等省令第2条第1項第1号に該当するもののうち、上記を	特別 一般 一般	特定	特定	特定	—	特別 一般 <u>一般</u>

除くもの						
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第3号イからホまでのいずれかに該当するもの	—	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第2号又は第3号へからやまでのいずれかに該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	—	特別一般
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの						
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術	特別一般一般	特定	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第3項に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般

[3の2の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域)	に地域② (ち地域)	ち地域	り地域

除くもの						
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第3号イからホまでのいずれかに該当するもの	—	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第1項第2号又は第3号へからやまでのいずれかに該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	—	特別一般一般
外為令別表の3の項(2)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの						
輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術	特別一般一般	特定	特定	特定	—	特別一般一般
輸出令別表第1の3の項(2)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般一般
輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条第3項に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般一般

[3の2の項]

外為令別表項番	提供地	「い地域①」及び	は地域①	は地域② (ち地域)	に地域② (ち地域)	ち地域	[新設]

			を除く)	を除く)		
外為令別表の3の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる仕様の貨物の設計又は製造に係る技術						
輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物	—	—	—	—	—	二
外為令別表の3の2の項(2)に掲げる技術	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	特別一般

[4の項]

	提供地	い地域①	ほ地域	へ地域(ち地域を除く)	ち地域	り地域
外為令別表項番						
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの						
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第1号の3又は第2号に該当するもの	—	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の4の項(3)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第11号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号若しくは第5号又は第6項に該当する	—	—	—	—	—	二

	「り地域」		を除く)	を除く)		
外為令別表の3の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる仕様の貨物の設計又は製造に係る技術						[新設]
輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物	—	—	—	—	—	
外為令別表の3の2の項(2)に掲げる技術	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—	

[4の項]

	提供地	「い地域①」及び「り地域」	ほ地域	へ地域(ち地域を除く)	ち地域	[新設]
外為令別表項番						
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの						[新設]
輸出令別表第1の4の項(1)、(1の2)、(2)又は(3)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第1号の3又は第2号に該当するもの	—	—	—	—	—	
輸出令別表第1の4の項(3)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第11号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号若しくは第5号又は第6項に該当する	—	—	—	—	—	

もの					
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第5号から第10号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号若しくは第5号、第2項第2号又は第3項第2号(ホ、ヘ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。)に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特別 一般</u>
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別 一般</u>
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第11号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特別 一般</u>
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別 一般</u>
輸出令別表第1の4の項(5)～(12)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別 一般</u>
輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第19号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特別 一般</u>
輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別 一般</u>
輸出令別表第1の4の項(14)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別 一般</u>

もの					
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第5号から第10号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号若しくは第5号、第2項第2号又は第3項第2号(ホ、ヘ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。)に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第11号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術	特別 一般 一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(4)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(5)～(12)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第19号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術	特別 一般 一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(13)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(14)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	

輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第1号又は第6項に該当するもの	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号、第12号ハ若しくはニ又は第15号ハ若しくはニに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第17条第1項第2号又は第2項第2号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号又は第22号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術	特別一般一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第17号の3ロ又はハに該当するもの（輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号又は第3号に該当するものを除く。）	特別一般一般	特定	特定	—	特別一般

輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第1号又は第6項に該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の4の項(15)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号、第12号ハ若しくはニ又は第15号ハ若しくはニに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第17条第1項第2号又は第2項第2号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号又は第22号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術	特別一般一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(15)2又は4に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第17号の3ロ又はハに該当するもの（輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号又は第3号に該当するものを除く。）	特別一般一般	特定	特定	—	

輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第3号又は第4号から第7号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第3項又は第4項に該当するもの	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(17)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号又は第5号に該当するもの	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号イからチまでのいずれか、ヌ、ル若しくはヲ又は第10条第4号から第7号のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号、第2号若しくは第4号、第2項第2号若しくは第4号又	特別一般一般	特定	特定	—	特別一般

輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第1号から第9号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第23条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、貨物等省令第10条第3号又は第4号から第7号までのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第3項又は第4項に該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の4の項(16)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(17)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第8号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第3号又は第5号に該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の4の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第13号イからチまでのいずれか、ヌ、ル若しくはヲ又は第10条第4号から第7号のいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号、第2号若しくは第4号、第2項第2号若しくは第4号又	特別一般一般	特定	特定	—	

は第 23 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に該当するもの					
輸出令別表第 1 の 4 の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第 1 の 4 の項(18 の 2)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第 1 の 4 の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 9 条第 11 号若しくは又又は第 12 号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第 22 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第 1 の 4 の項(19)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第 1 の 4 の項(20)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
輸出令別表第 1 の 4 の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 8 号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第 27 条第 1 項第 3 号又は第 5 号に該当するもの	—	—	—	—	二
輸出令別表第 1 の 4 の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 9 条第 13 号イからチまでのいずれか、ヌ、ル又はヲに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第 22 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 2 号若しくは第 4	特別 一般 一般	特定	特定	—	特別 <u>一般</u>

は第 23 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に該当するもの					
輸出令別表第 1 の 4 の項(18)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第 1 の 4 の項(18 の 2)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第 1 の 4 の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 9 条第 11 号若しくは又又は第 12 号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第 22 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	
輸出令別表第 1 の 4 の項(19)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第 1 の 4 の項(20)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第 1 の 4 の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 14 条第 8 号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第 27 条第 1 項第 3 号又は第 5 号に該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第 1 の 4 の項(21)に掲げる貨物であって、貨物等省令第 9 条第 13 号イからチまでのいずれか、ヌ、ル又はヲに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第 22 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 2 号若しくは第 4	特別 一般 一般	特定	特定	—	

号に該当するもの					
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ロに該当するもの	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第20条第1項第1号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号又は第3号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第21号又は第42号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第15条第1項第4号に該当する設計、製造又は使用に係る技術	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第13号、第15号若しくは第16号	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>

号に該当するもの					
輸出令別表第1の4の項(21)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第3号ロに該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第20条第1項第1号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号又は第3号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(22)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(23)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第21号又は42号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第15条第1項第4号に該当する設計、製造又は使用に係る技術	特別 一般 一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、貨物等省令第12条第13号、第15号若しくは第16号	特別 一般 一般	特定	特定	—	

に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号又は第5号に該当するもの					
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第2号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第1号に該当するもの	—	—	—	—	二
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号ハ若しくはニ又は第8号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	特別一般
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般
外為令別表の4の項(2)～(5)に掲げる技術	特別一般一般	特別一般	特定	—	特別一般

[5の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
外為令別表の5の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第1項第2号に該当するもの		特別一般	特定	—	特別一般

に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第25条第1項第1号又は第5号に該当するもの					
輸出令別表第1の4の項(24)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第2号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第27条第1項第1号に該当するもの	—	—	—	—	
輸出令別表第1の4の項(25)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号ハ若しくはニ又は第8号に該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	
輸出令別表第1の4の項(26)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	
外為令別表の4の項(2)～(5)に掲げる技術	特別一般一般	特別一般	特定	—	

[5の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
外為令別表の5の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第1項第2号に該当するもの		特別一般	特定	—	特別一般

	一般			
外為令別表の5の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第1項第3号に該当するもの(輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第14号ロに該当するもの設計又は製造に必要なものに限る。)	特別 一般 一般	特別 一般	—	—
外為令別表の5の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第2項第2号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
外為令別表の5の項(1)又は(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
外為令別表の5の項(3)～(5)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第6項第1号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第6項第2号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
外為令別表の5の項(8)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第7項に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般

[6の項]

	<u>い地域①</u>	と地域②	ち地域	<u>り地域</u>
提供地				
外為令別表項番				
外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、	特別	特定	—	<u>特別</u>

	一般			<u>一般</u>
外為令別表の5の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第1項第3号に該当するもの(輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第14号ロに該当するもの設計又は製造に必要なものに限る。)	特別 一般 一般	特別 一般	—	—
外為令別表の5の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第2項第2号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般 <u>一般</u>
外為令別表の5の項(1)又は(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
外為令別表の5の項(3)～(5)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第6項第1号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般 <u>一般</u>
外為令別表の5の項(7)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第6項第2号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
外為令別表の5の項(8)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第7項に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 一般 <u>一般</u>

[6の項]

	<u>「い地域①」及び「り地域」</u>	と地域②	ち地域	<u>「新設」</u>
提供地				
外為令別表項番				
外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、	特別	特定	—	<u>「新</u>

貨物等省令第18条第1項第1号又は第3号に該当するもの	一般 一般			<u>一般</u>
外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>
外為令別表の6の項(2)～(6)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>

[7の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第1号又は第3号に該当するもの		特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの					
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもの(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)		特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第18号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)		特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第19号に該当するもの		特別 一般 一般	特別 一般	—	—
輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物であって、第22号又は第24号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)		特別 一般 一般	特定	—	特別 一般
輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物で		特別	特定	—	特別

貨物等省令第18条第1項第1号又は第3号に該当するもの	一般 一般			<u>設</u>
外為令別表の6の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
外為令別表の6の項(2)～(6)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	

[7の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域	り地域
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第1号又は第3号に該当するもの		特別 一般 一般	特定	—	特別 一般 <u>一般</u>
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に係るもの					
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもの(マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)		特別 一般 一般	特定	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第18号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)		特別 一般 一般	特定	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第19号に該当するもの		特別 一般 一般	特別 一般	—	—
輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物であって、第22号又は第24号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)		特別 一般 一般	特定	—	特別 一般 <u>一般</u>
輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物で		特別	特定	—	特別

あつて、第23号又は第24号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)	一般 一般			一般
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般
外為令別表の7の項(2)～(5)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般

[8の項]

提供地	<u>い</u> 地域①	と地域②	ち地域	<u>り</u> 地域
外為令別表項番				
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第20条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であつて、貨物等省令第20条第2項第1号ロ又は第3号ロに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	特別 <u>一般</u>
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 <u>一般</u>

[9の項]

提供地	<u>い</u> 地域①	と地域②	ち地域	<u>り</u> 地域
外為令別表項番				

あつて、第23号又は第24号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)	一般 一般			一般 <u>一般</u>
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>
外為令別表の7の項(2)～(5)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	特別 一般 <u>一般</u>

[8の項]

提供地	<u>「い</u> 地域①」及び「 <u>り</u> 地域」	と地域②	ち地域	<u>「新</u> 設」
外為令別表項番				
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第20条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>「新</u> 設」
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であつて、貨物等省令第20条第2項第1号ロ又は第3号ロに該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	

[9の項]

提供地	<u>「い</u> 地域①」及び	と地域②	ち地域	<u>「新</u> 設」
外為令別表項番				

外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第1号、第5号又は第11号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の9の項(2)～(4)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>

[10の項]

提供地	<u>い</u> <u>地</u> <u>域</u> <u>①</u>	と地 域②	ち地 域	<u>り</u> <u>地</u> <u>域</u>
外為令別表項番				
外為令別表の10の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第1項第1号、第2号、第4号又は第6号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の10の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第1項第3号に該当するもの(輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第16号イ又はロに該当するものの製造に係るものに限る。)	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の10の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第2項第2号又は第4号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の10の項(1)又は(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>

	<u>「り</u> <u>地</u> <u>域</u>			
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第21条第1項第1号、第5号又は第11号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>[新</u> <u>設]</u>
外為令別表の9の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
外為令別表の9の項(2)～(4)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	

[10の項]

提供地	<u>「い</u> <u>地</u> <u>域</u> <u>①</u> <u>及び</u> <u>「り</u> <u>地</u> <u>域</u>	と地 域②	ち地 域	<u>[新</u> <u>設]</u>
外為令別表項番				
外為令別表の10の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第1項第1号、第2号、第4号又は第6号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>[新</u> <u>設]</u>
外為令別表の10の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第1項第3号に該当するもの(輸出令別表第1の10の項(14)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第16号イ又はロに該当するものの製造に係るものに限る。)	特別 一般 一般	特定	—	
外為令別表の10の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第22条第2項第2号又は第4号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
外為令別表の10の項(1)又は(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別 一般	特別 一般	—	

	一般			
外為令別表の10の項(3)～(4)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の10の項(6)に掲げる技術であつて、貨物等省令第22条第5項第1号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の10の項(6)に掲げる技術であつて、貨物等省令第22条第5項第2号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の10の項(7)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>

[11の項]

提供地	<u>い</u> <u>地</u> <u>域</u> <u>①</u>	と地 域②	ち地 域	<u>り</u> <u>地</u> <u>域</u>
外為令別表項番				
外為令別表の11の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第23条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の11の項(2)に掲げる技術であつて、貨物等省令第23条第2項第1号又は第3号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の11の項(1)～(2)に掲げる技術であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であつて、貨物等省令第23条第3項第3号へ又は第5号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>

	一般			
外為令別表の10の項(3)～(4)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	
外為令別表の10の項(6)に掲げる技術であつて、貨物等省令第22条第5項第1号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
外為令別表の10の項(6)に掲げる技術であつて、貨物等省令第22条第5項第2号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
外為令別表の10の項(7)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	

[11の項]

提供地	<u>「い</u> <u>地</u> <u>域</u> <u>①</u> <u>」</u> <u>及</u> <u>び</u> <u>「り</u> <u>地</u> <u>域</u> <u>」</u>	と地 域②	ち地 域	<u>「新</u> <u>設</u> <u>」</u>
外為令別表項番				
外為令別表の11の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第23条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>「新</u> <u>設</u> <u>」</u>
外為令別表の11の項(2)に掲げる技術であつて、貨物等省令第23条第2項第1号又は第3号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
外為令別表の11の項(1)～(2)に掲げる技術であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
外為令別表の11の項(4)に掲げる技術であつて、貨物等省令第23条第3項第3号へ又は第5号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	

外為令別表の 11 の項(4)に掲げる技術であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
-----------------------------------	----------------	----------	---	------------------------

外為令別表の 11 の項(4)に掲げる技術であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
-----------------------------------	----------------	----------	---	--

[12の項]

提供地	<u>い</u> 地域①	と地域②	ち地域	<u>り</u> 地域
外為令別表項番				
外為令別表の 12 の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第 24 条第 1 項第 1 号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の 12 の項(1)に掲げる技術であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の 12 の項(2)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の 12 の項(3)に掲げる技術であつて、貨物等省令第 24 条第 3 項に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>

[12の項]

提供地	<u>「い</u> 地域① <u>」</u> 及び <u>「り</u> 地域 <u>」</u>	と地域②	ち地域	<u>「新</u> 設 <u>」</u>
外為令別表項番				
外為令別表の 12 の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第 24 条第 1 項第 1 号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>「新</u> 設 <u>」</u>
外為令別表の 12 の項(1)に掲げる技術であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
外為令別表の 12 の項(2)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	
外為令別表の 12 の項(3)に掲げる技術であつて、貨物等省令第 24 条第 3 項に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	

[13の項]

提供地	<u>い</u> 地域①	と地域②	ち地域	<u>り</u> 地域
外為令別表項番				
外為令別表の 13 の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第 25 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2、	特別 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>

[13の項]

提供地	<u>「い</u> 地域① <u>」</u> 及び <u>「り</u> 地域 <u>」</u>	と地域②	ち地域	<u>「新</u> 設 <u>」</u>
外為令別表項番				
外為令別表の 13 の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第 25 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2、	特別 一般	特定	—	<u>「新</u> 設 <u>」</u>

第2号、第3号又は第5号に該当するもの	一般			
外為令別表の13の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第2項第2号、第3号イ若しくはハ又は第4号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第2号(ホ、へ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。)、第3号又は第4号(プログラムに限る)に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の13の項(1)～(3)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>
外為令別表の13の項(4)～(5)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	<u>特別</u> <u>一般</u>

第2号、第3号又は第5号に該当するもの	一般			
外為令別表の13の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第2項第2号、第3号イ若しくはハ又は第4号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
外為令別表の13の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第25条第3項第2号(ホ、へ、ヌ又はルについてはプログラムに限る。)、第3号又は第4号(プログラムに限る)に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	
外為令別表の13の項(1)～(3)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	—	
外為令別表の13の項(4)～(5)に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	—	

[14の項]

外為令別表項番	提供地	<u>い</u> 地 <u>域</u> ①	と地 域②	ち地 域	<u>り</u> 地 <u>域</u>
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第26条に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>特別</u> <u>一般</u>	

[14の項]

外為令別表項番	提供地	<u>「い</u> <u>地域</u> <u>①」</u> 及び <u>「り</u> <u>地</u> <u>域」</u>	と地 域②	ち地 域	<u>「新</u> <u>設」</u>
外為令別表の14の項の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第26条に該当するもの	特別 一般 一般	特定	—	<u>「新</u> <u>設」</u>	

[15の項]

外為令別表項番	提供地	<u>い</u> 地 <u>域</u> ①	と地 域②	ち地 域	<u>り</u> 地 <u>域</u>
---------	-----	--------------------------	----------	---------	------------------------

[15の項]

外為令別表項番	提供地	<u>「い</u> <u>地域</u> <u>①」</u> 及び <u>「り</u> <u>地</u> <u>域」</u>	と地 域②	ち地 域	<u>「新</u> <u>設」</u>
---------	-----	---	----------	---------	------------------------

外為令別表の 15 の項(1)又は(3)～(6)に掲げる技術	—	—	—	二	外為令別表の 15 の項(1)又は(3)～(6)に掲げる技術	—	—	—	[新設]
注1)～注4) [略] 「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋) [略] 様式第1～様式第20 [略]					注1)～注4) [略] 「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局332号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙の注抜粋) [略] 様式第1～様式第20 [略]				